

【宇土市】施設等利用費の請求方法（法定代理受領）について

（私立幼稚園（新制度移行園を除く）、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部を利用している方向け）

○請求方法（法定代理受領）について

法定代理受領とは、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、各施設が保護者に代わり、宇土市から受領する仕組みです。法定代理受領を受けるためには、各施設が「施設等利用請求書」に必要書類を添えて市に提出する必要があります。

<手続きの流れ>

- ①「請求書」に必要事項を記入のうえ、「内訳書」、「振込先口座の通帳等の写し」を添付して宇土市学校教育課に提出してください。
- ②市で確認・審査を行い、指定の口座に施設等利用費を振り込みます。

<請求受付について>

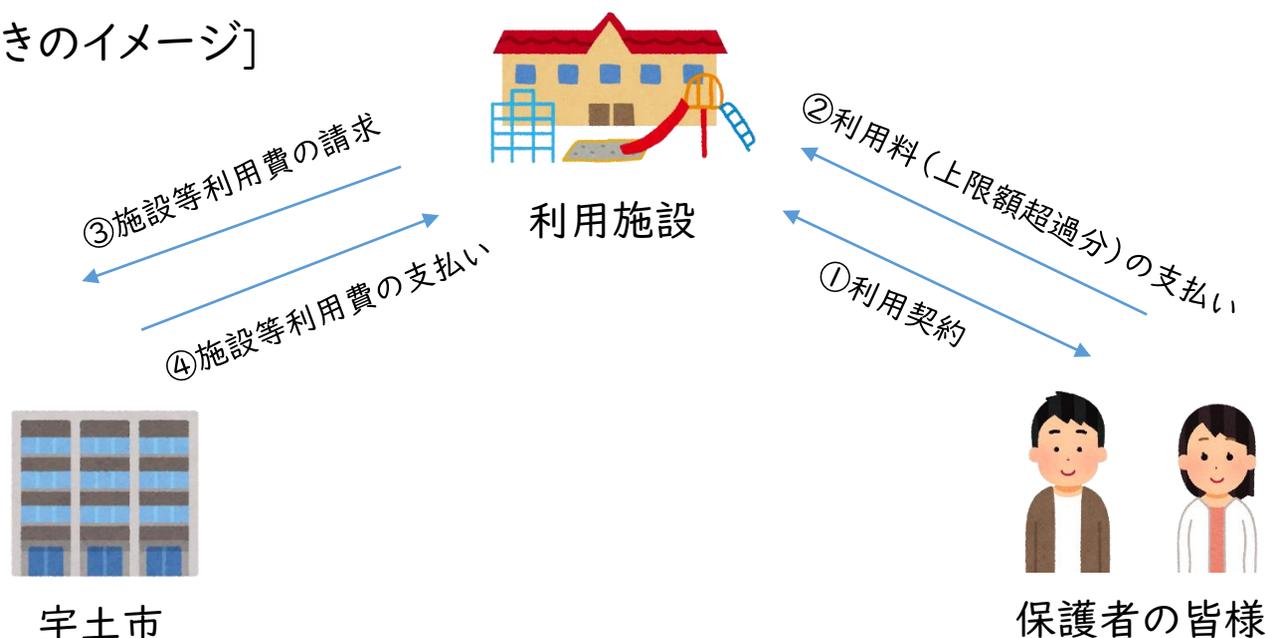
給付請求の受付は四半期ごとに行います。

（10～12月分：1月請求、1～3月分：4月請求、4～6月分：7月請求、7～9月分：10月請求）

<様式等について>

必要な様式については、学校教育課窓口で受け取り又は宇土市ホームページからダウンロードしてください。

[手続きのイメージ]



※ 無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などはこれまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

【問い合わせ先】

宇土市教育委員会 学校教育課 総務係

TEL:0964-22-6502 Mail:gakumu02@city.uto.lg.jp